

小月製鋼所 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画として、社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定し推進する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標：①社員に対して、妊娠中や出産後の母性健康管理に関して意識の高揚を図る。
②出産予定の男女社員に対して、産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

<方策>

○2021年6月～ 社内規則、公的機関のパンフレットなどによる教育並びに個体への周知

以上